

議案第九十五号

吉田地区農地造成事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法(昭和二 十四年法律

第百九十五号)第九十六条の二第二項の規定により、 本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

朝 BJ (長

松

村

成

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決 三朝町議会議長牧田

禎

事業の名称及び工事名 鏖地造成事業 (第1

田地区

農地造成工事

三月に

三朝町大字吉田 地灯

三 英 九 0 0′ 0 0 0 円

費

要

農地造成

.

請負

昭和五十六年度

六

I

Ø

畤

期

五

実

施

方

法

DÜ

工

行

所

E

مريعي